

経営構造対策の 新たな流れ

北海道農政部 農村振興課 構造改善係長

林 陽一郎

平成十一年七月、二十一世紀に向けての我が国農業の基本政策を示す「食料・農業・農村基本法」が制定されました。この新基本法は、①食料の安定供給の確保、②農業・農村の多面的機能の発揮、③農業の持続的発展、④農村の振興、という四つの基本理念を掲げています。

経営構造対策は、こうした新基本法の基本理念の実現を図るための具体的な施策の一つとして創設されました。

『地域の農業構造の変革を幅広い関係者の
地域合意の形成を前提として』

◆◆ 制度の概要 ◆◆

一、制度の趣旨

(一) 効率的・安定的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造を確立するため、地域全体の取組みとして新規就農の促進、認定農業者の育成、法人経営への発展等担い手の育成・確保を行うことを目的としています。

なお、本対策の実施に当たっては、次のような視点に立って取り組むこととされています。

- ① 農業の地域ぐるみでの面的な維持・発展を図ること。
- ② 地域農業全体がデマンドサイド（需要面）の視点から生産



を生むこと。

③情報公開と成果の評価を行うこと。

(二) 経営構造対策は、以下の点において、既存の農業構造改善事業とは異なる新事業となっております。

①経営体育成に直結するメニューのみを助成対象にすること。
②地区別に数値目標を掲げ、その実現のための計画・プログラムを策定すること。

③目標・プログラムの達成につき、毎年度ごとに評価を行い、その結果によって事業を見直すこと。

④事業執行の透明性を確保するため、第三者委員会を設けて情報公開を徹底すること。

二、地域農業に関する合意形成（ソフト事業）

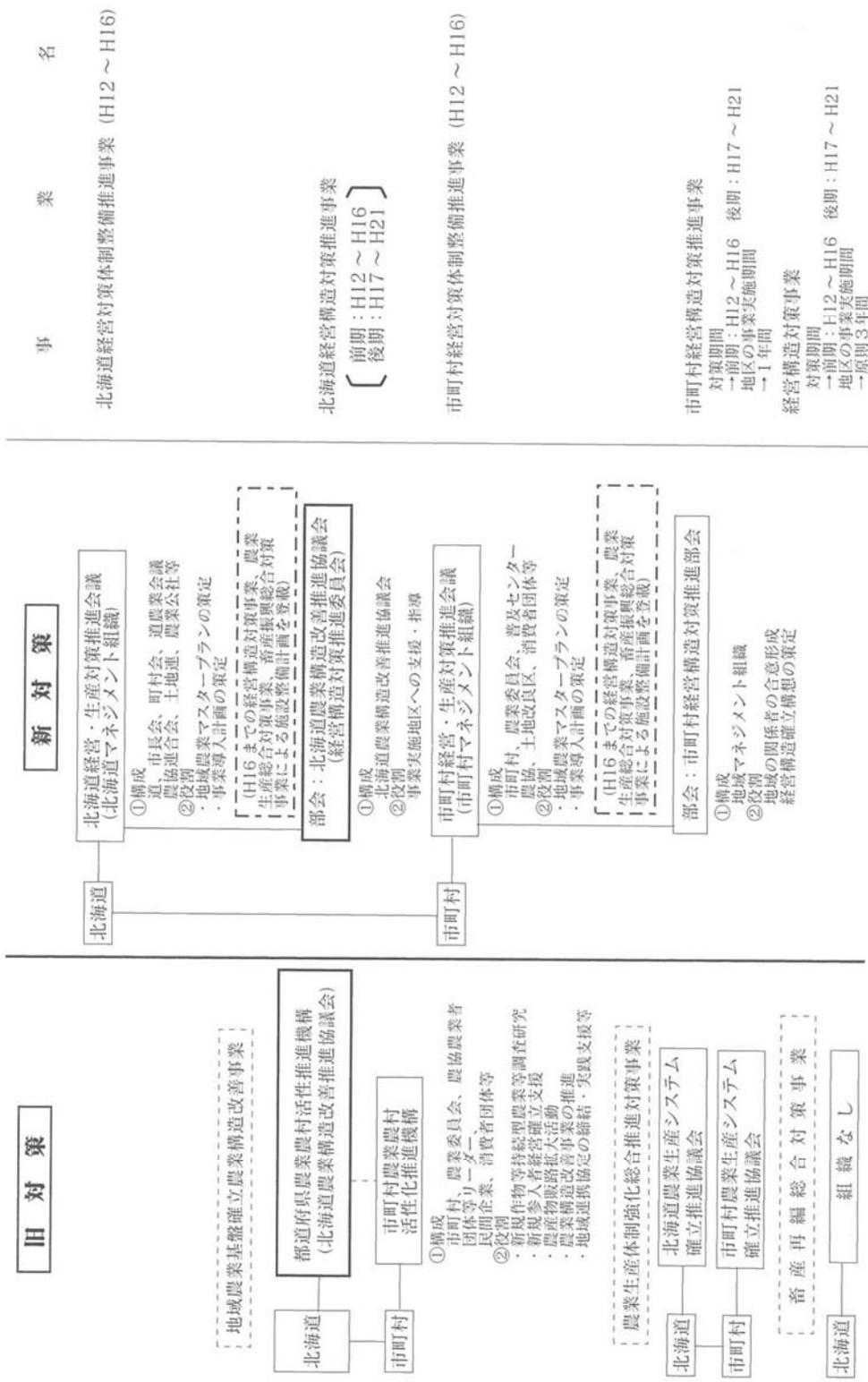
道及び市町村段階で地域マネジメント組織を常設し、農業者の発意に基づき、地域農業の実態に即した数値目標・計画・プログラムの策定等や事業成果の評価を行います。

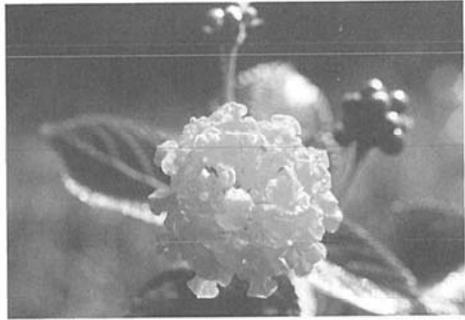
(一) 地域マネジメント組織の構成

経営政策に関連する従来のソフト事業の体制を一元化し、常設の体制とします。

ア．市町村段階は、農業者を中心に、市町村、農協、農業委員会、普及組織、消費者団体、食品・外食産業、地域住民等により構成（NPO組織とする）ことも検討

図1 経営対策の概要





イ. 道段階は、北海道経営・生産対策推進会議として、道市長会、道町村会及び農業関係団体等により構成

これらのソフト活動を支援するため、経営対策体制整備推進事業及び経営構造対策推進事業がそれぞれ予算化されています。

経営対策（経営対策体制整備推進事業と経営構造対策等を一体的に実施）の概要は、図1のとおりです。

(二) 目標の設定

ア. 地域マネジメント体制において、市町村レベルでの経営体育成及び生産に関する目標を設定します。

イ. 経営構造対策を行う地区については、集落単位から大字単位の範囲を基本とし、目標及び計画・プログラム（五年間程度）を作成します。

ウ. 経営構造対策実施地区における目標

【各地区共通目標】

- ① 認定農業者の育成
- ② 担い手への農地集積
- ③ 遊休農地の解消

【地域で選択する目標】

次のうち二つ以上を選択します。

- ① 新規就農者の育成・確保
- ② 集落営農による活動の促進
- ③ 女性の経営参画
- ④ 高齢者の活用

⑤その他

(三) 評価

ア・地域マネジメント体制において、毎年度、目標・計画・プログラム の達成状況の評価を行います。

イ・達成状況が悪い場合には、事業を一旦停止し、合意の再形成、目標・計画の見直しを行います。

三、地域農業の変革のための施設整備等

(ハード事業)

(一) 地域農業マスタープラン（施設整備計画）の一元化

各種補助事業の有機的な連携により相乗効果を発現する観点から、地域マネジメント体制において地域農業マスタープランを策定し、施設整備計画の一元化を図ることとしており、経営構造対策、農業生産総合対策事業及び畜産振興総合対策事業の採択に当たっては、本マスタープランに位置付けられていることが要件となっています。

(二) 複合アグリビジネスの導入

複合アグリビジネスの導入を図るため、総合メニュー方式により、生産・流通・加工・情報・都市と農村の交流等を一体とした、複数施設の組み合わせによる事業展開を促進することをしています。

(三) 地域ぐるみでの新規就農のバックアップ

新規就農を促進するため、研修生用の実習農場・実習施設・

宿泊滞在施設等の新規就農者研修施設がメニューとして創設されています。

(四) リース対象メニューの拡充

担い手となる経営体の育成・確保を積極的に支援するため、事業主体において施設等を導入後、農業者にリースを行うことができます。

【対象メニュー】

① 高生産性農業用機械施設（農業機械、省エネルギーモデル温室、畜舎）

② 高品質堆肥製造施設

③ 複合経営促進施設

④ 処理加工施設

⑤ 集出荷貯蔵施設

(五) 女性対策・高齢者対策の促進

女性の経営参画、高齢者の活動・健康管理等に関する対策を促進するため、女性・高齢者農業活動支援施設をメニューとして創設されています。

【対象メニュー】

① 女性農業活動支援施設

女性の家事労働軽減のための託児機能を併せ有する施設

② 高齢者農業活動支援施設

高齢者の知識・技能を生かした活動及び、健康管理に関する機能を併せ有する施設

表1 経営構造対策事業メニュー一覧

事業メニュー	補助率
○土地基盤整備事業	
・区画整理 ・畦畔整備 ・用排水整備 ・農道 ・連絡道 ・農地保全整備 ・建物用地整備 ・交換分合 ・体験農園整備	1/2
○経営体質強化施設整備事業	
・新規就農者研修施設 ・高生産性農業用機械施設	1/2
・乾燥調製貯蔵施設 ・米麦流通合理化施設	1/2、1/3
・育苗施設 ・農畜産物集出荷貯蔵施設 ・農畜産物処理加工施設 ・高品質堆肥製造施設 ・農業用水施設 ・情報管理通信施設 ・地域農業管理施設 ・新技術活用種苗等供給施設 ・農業気象高度利用施設	1/2
○経営多角化等施設整備事業	
・農林漁業体験施設	4/10
・産地形成促進施設 ・地域食材供給施設 ・総合交流拠点施設 ・女性農業活動支援施設 ・高齢者農業活動支援施設 ・未利用資源活用施設	1/2
○経営構造整備附帯事業	1/2
○特認事業	1/2

図2 経営構造対策の実施手続き



表2 費用対効果の概要

<p>○費用対効果分析とは</p>
<p>経営構造対策は、投資効率を審査する観点に立って全ての事業地区について、採択にあたって、費用対効果分析を行います。</p> <p>費用対効果分析とは、投下する総費用が発生する総効果額を上回るか否かについての分析を行うものです。経営構造対策では、この分析結果の割合として1.0以上であることを採択基準としています。</p>
<p>○二つの効果</p>
<p>効果には、直接効果と間接効果があります。</p> <p>直接効果：事業目的から直接的に導かれる効果であり、農業収益増、農業コスト削減などにつながる直接的な経済効果です。</p> <p>間接効果：事業によって間接的に発生する公益的な経済効果です。</p>
<p>○算定の手法</p>
<p>事業による効果額は、各事業地区で、次のいずれかの方法により算出します。</p> <p>共通算定法：全国共通の方式として定める「経営構造対策事業費用対効果算定指針」に基づいて算定する。</p> <p>地区による個別算定法：①共通算定法によることなく、各地区において独自に効果を算定することが可能な場合には、効果のうち一部を当該地区において独自に算定した効果額を用いることができるものとする。</p> <p>②この場合は、各地区において算定に必要な資料をそろえ、道及び農林水産省の審査を受けるものとする。</p>
<p>○留意事項</p>
<p>①効果額の算定は、事業地区単位で行うことを基本とするが、事業地区内で複数の施設を整備する場合、施設ごとの効果額を算定してこれを積み上げることにより、事業地区全体の効果額を算定してもよい。</p> <p>②経営構造対策事業を実施しようとする地区と同じ地区内で経営構造対策事業以外の事業を実施しようとしている場合には、複数の事業により効果が重複して計上されることを避けるため、総効果額を事業間で按分する。この場合、総効果額を事業費額の割合に応じて按分するなど、地域で適当と考えられる客観的な方法によって算定を行う。</p> <p>算定の手法については、「経営構造対策事業費用対効果算定指針」のほか、算定マニュアルや分析ソフトも整備されています。</p>

経営構造対策の実施手続きは図2に、経営構造対策事業メニュー一覧は、表1のとおりです。

四、費用対効果分析

経営構造対策は、投資効率を審査する観点に立つて全ての事業地区について、採択に当たって、費用対効果分析を行います。費用対効果分析とは、投下する総費用が事業実施により発現する総効果を上回るか否かについての分析を行うもので、その値が1.0以上であることを採択基準としています。費用対効果の概要は、表2のとおりです。

五、施設別の上限建設費等

ハード事業のメニューについては、施設別の上限建設費等の範囲内で必要最小限のものと認められることと定められています。

なお、経営構造対策事業は、事業計画地区を数集落としていることから一例として、乾燥調製貯蔵施設については、ライスセンター(二十トン)、カントリーエレベーター(三十トン)とそれぞれ上限規模が設けられています。

施設別の上限建設費等は、表3のとおりです。

六、道内における取組み

(一) 地域農業マスタープランの策定

経営構造対策を実施するための前提条件である市町村マネジメント組織の設置及び地域農業マスタープランの策定は、本年五月に道内二〇〇市町村で体制整備が整いました。

この地域農業マスタープランについては、市町村マネジメント組織で必要に応じて見直しを行うことができますので、来年度以降に、新たに経営構造対策に取り組みとする地区は、市町村マネジメント組織と、十分な調整を図る必要があります。

(二) 経営構造対策の取組み

経営構造対策は平成十二年度から二十一年度までの一〇年間(前期五年間・後期五年間)、実施される予定となっています。

ア. 市町村経営構造対策推進事業

地域農業マスタープランの施設整備計画において、経営構造対策の実施を予定している地区は、ハード事業の計画年度の前年度に、市町村経営構造対策推進事業を実施して事業計画を取りまとめることとなります。

本年度は、このソフト事業に一一市町村が取り組んでおり、平成十三年度から経営構造対策事業を実施するために、その計画づくりを進めているところです。

なお、このソフト事業を実施した結果として、地域農業者等の合意形成が不十分で、さらに検討を要する地区については、翌年度からの経営構造対策事業の実施を見合わせ、事業計画がとりまとめられてから事業を実施することになります。

表3-a 施設別の上限建設費等

(注) 地域の実情等やむを得ない事由により、上限建設費を超えて施行する必要がある場合等にあつては、知事が構造改善局長にその必要性を協議するものとする。(下表(2)の②をのぞく)。

1 施設・機械

施設名	内容	上限建設費	その他の基準
(1) 高生産性農業用機械施設	①稲用 ・田植機	250万円	6条植えを超える場合は別途協議
	・普通型コンバイン	2,180万円	刈幅3.4mを超える場合は別途協議
	・自脱型コンバイン	740万円	刈幅4条を超える場合は別途協議
	・無人ヘリコプター	1,000万円	
	②麦用 ・普通型コンバイン	2,180万円	刈幅3.4mを超える場合は別途協議
(2) 乾燥調製貯蔵施設	③豆類用 ・普通型コンバイン	2,180万円	刈幅3.4mを超える場合は別途協議
	④温室	建築面積㎡当たり4.5万円(内部設備がある場合) 建築面積㎡当たり2万円(内部設備がない場合)	上限規模は15,000㎡
	⑤畜舎	建築面積㎡当たり5.5万円	上限規模は2,000㎡
	①ライスセンター	処理量トン当たり50万円	上限規模は2,000t
	②カントリーエレベーター	処理量トン当たり 2,000t級35万円 3,000t級27万円	上限規模は3,000t
(3) 米麦流通合理化施設		処理量トン当たり15万円	
(4) 育苗施設		育苗対象面積ha当たり180万円	上限規模は500ha
(5) 農畜産物集出荷貯蔵施設	①りんご	処理量トン当たり42万円	
	②なし	処理量トン当たり30万円	
	③柑橘	処理量トン当たり19万円	
	④野菜(トマト、キュウリ)	処理量トン当たり30万円	
(6) 農畜産物処理加工施設	茶	処理量トン当たり230万円	
(7) 高品質堆肥製造施設		処理量トン当たり13万円	上限規模は4,000t
(8) 農業用水施設	定置配管施設	受益面積10a当たり100万円	上限規模は50ha
(9) 情報管理通信施設	①CATV	局舎㎡当たり(放送機材費含む)100万円 伝送路m当たり4千円	
	②情報無線	本部施設一式1.5億円	
(10) 地域農業管理施設		建築面積㎡当たり30万円	上限規模は建築面積1,500㎡
(11) 新技術活用種苗等供給施設		建築面積㎡当たり30万円(建物) 建築面積㎡当たり4.5万円(温室)	上限規模は建築面積1,500㎡ 上限規模は建築面積3,000㎡
(12) 農業気象高度利用施設		気象観測ロボット1台当たり750万円 地域センター一式6,300万円	
(13) 農林漁業体験施設		建築面積㎡当たり35万円	上限規模は建築面積1,500㎡
(14) 産地形成促進施設		建築面積㎡当たり30万円	上限規模は建築面積1,000㎡
(15) 地域食料供給施設		建築面積㎡当たり35万円	上限規模は建築面積1,000㎡
(16) 総合交流拠点施設		建築面積㎡当たり35万円	上限規模は建築面積2,000㎡
(17) 新規就農者技術習得管理施設	農業機械・施設、研修・滞在施設等の整備	他のメニューで設定したものに準ずる	上限規模は他のメニューで定める規模に準ずる
(18) 女性農業活動支援施設	加工、集出荷、直売機能等に託児機能を併せ持った施設	複合機能を有する施設のため、他の施設の基準に準ずる	上限規模は他の施設の基準に準ずる。なお、託児機能分は施設の延べ床面積の1/3以下
(19) 未利用資源活用施設	粉殻粉碎施設(プラント)	1台当たり2,500万円	
(20) 高齢者農業活動支援施設	農林業体験、総合交流拠点等に健康管理機能を併せ持った施設	複合機能を有する施設のため、他の施設の基準に準ずる	上限規模は他の施設の基準に準ずる。なお、健康管理機能分は施設の延べ床面積の1/2以下

表3-b 施設別の上限建設費等

2 土地基盤整備

事業内容	協議水準
(1) 小規模な田、畑の区画の変更	10 a 当たり 300 万円超
(2) 小規模な末端用排水路の整備	m 当たり 15 万円超
(3) 小規模な農道・連絡道の整備	m 当たり 20 万円超
(4) 体験農園の整備	上記 (1) に準ずる

(注) 土地基盤整備は、地形や地盤等の自然条件に左右される側面が大きいことに留意し、協議水準を超えて施行する場合には、知事が構造改善局長と協議するものとする。

イ. 道経営構造対策推進事業

このソフト事業は、道段階のマネジメント組織の部会である北海道農業構造改善推進協議会（事務局：北海道農業会議）を事業主体として、市町村経営構造対策推進事業を実施している市町村への指導助言、及び経営構造対策事業を実施している市町村等が行う事業評価に関する点検評価等を実施することとしています。

ウ. 経営構造対策事業

このハード事業は、本年度が対策の初年度ということで、計画づくりを自費で対応して事業を実施している地区が九市町村となっています。

平成十三年度以降は、市町村経営構造対策推進事業で事業計画をとりまとめたから実施することになります。

七. 経営構造対策の活用

経営構造対策は、農林水産省構造改善局農政部構造改善事業課が、平成十一年五月に学識経験者及び農業関係者で構成する「新たな経営構造対策研究会」を設置し、検討・審議や現地調査を経て、同年七月に「新たな経営構造対策研究会報告」として取りまとめられたものを踏まえて、創設されたものです。

研究会には、北海道から委員として乙部町長寺島光一郎氏、専門委員として石狩中部地区農業改良普及センター所長和田



良司氏の二名が選任され、北海道農業の課題解決をも踏まえた有効な対策となるようご尽力いただいたと伺っています。
この対策は、

- ① 複合アグリビジネスの導入
 - ② 地域ぐるみでの新規就農バックアップシステム
 - ③ 女性・高齢者のための活動支援
- を旗印としています。

このそれぞれが道内市町村の農政の共通課題であり、対策をいかに有効に活用するかが市町村農政担当者の腕の見せ所です。今、道をはじめ各市町村の財政は厳しい状況ではありますが、農業者からのニーズに的確に対応するためには、国費補助事業を基幹として道費補助事業、市町村単独事業を効果的に実施することが求められています。

今後、経営構造対策の実施に向けた検討を進めようとする地区については、市町村農政担当課、市町村マネジメント組織等で十分に調整をしていただき、関係支庁農務課農政係へ相談してください。

なお、最近の情報ネットワーク化により、農政部農村振興課構造改善係でメールで相談受付を行っていますので、気軽に相談してください。

eメールアドレス
nooshin.koozoo@pref.
hokkaido.jp